

業務の運営に関する規程

事業所名 湖西市商工会無料職業紹介所

第1 求 人

1 本所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、湖西市商工会の会員である企業（以下、「会員企業」といいます。）からの求人者の申し込みについてこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

2 求人者の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共にお申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによるお申込みでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックス又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

1 本所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、求職者の申込みについてこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職者がインドネシア国在住の場合は、当初のインドネシア国の取次機関である財団法人青年インドネシア、LPK YUTAKA MITRA INDONESIA を経由し、所定の求職票と所定の添付書類と共に、郵便、ファックス又は電子メールにてお申込みください。

第3 紹 介

1 求職者の方には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、外国人技能実習制度の範囲内において、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

2 求人者の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

3 紹介に際しては、求職者がインドネシア国在住の場合は財団法人青年インドネシア、LPK YUTAKA MITRA INDONESIA を経由し求職の方に、求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦在住の場合は直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業

務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。

- 4 求職者の方を求人者に紹介する際には、求職者がインドネシア国在住の場合は財団法人青年インドネシア、LPK YUTAKA MITRA INDONESIA と本会にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。求職者の方が外国人技能実習制度に基づき本邦滞在中の場合は、本会が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者双方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかった場合にも、同様に報告してください。
- 3 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに限定するものです。
- 6 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和6年5月22日

代表者 湖西市商工会
会長 佐原 功一郎